第 2 編

基本構想

第1章

森林・林業をとりまく情勢の変化

1

社会情勢の変化

(1) 自然災害リスクの高まり

世界的な気候変動の影響等により自然災害が頻発、激甚化しています。

「気候変動監視レポート2019」(令和2年7月気象庁)によると、1時間降水量50mm以上の年間発生回数は、統計期間の最初の10年間(1976~1985年)平均では、1,300地点あたり約226回でしたが、最近の10年間(2009~2019年)平均では約327回と約1.4倍に増加しています。(図2-1-1)

西日本一帯に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風による洪水・土砂災害や広域にわたる停電等、大規模な自然災害が各地で発生し、山間地域ばかりでなく市街地での人的被害やインフラ施設等への被害が増加しています。

災害が比較的少ない本県においても、令和元年東日本台風では洪水や土砂災害が発生するなど、 災害発生のリスクは高まっています。

集中豪雨による山腹崩壊や土砂流出を防止する山地災害防止機能や、下流域への急激な出水を抑制し平準化する水源涵養機能を維持・向上させて災害に強い森林づくりを進めることは、一層重要性を増しているといえます。

また、管理が十分に行われていない森林における倒木によるインフラ施設への被害の防止や、被 災した施設等の早期復旧に対応できる体制の整備など、災害発生時のレジリエンス*向上にも取り 組んでいく必要があります。

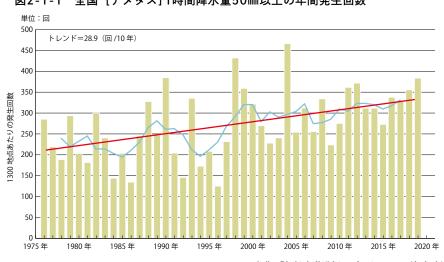


図2-1-1 全国 [アメダス] 1時間降水量50㎜以上の年間発生回数

出典:「気候変動監視レポート2019」(気象庁)

(2)世界の森林資源の状況

国連の世界人口推計2019年版報告書によれば、地域差はあるものの、世界全体の人口は増加しており、今後もその傾向は続くものと予想されています。

世界人口の増加に伴い世界的な資源・エネルギー需要は拡大し、需給の逼迫が予想されます。

食料や燃料需要の拡大に伴う、森林の農地への転用や燃料用木材の過剰採取等により、世界の森林面積は減少を続けており、2010年から2015年までの5年間では、中国など植林により森林面積を大幅に増加させた国がある一方で、ブラジルやインドネシア等の、主に熱帯林が減少し、世界全体の減少面積は年間331万haで、日本の国土面積の約9%に当たります。

なお、各国における1990年から2015年までの正味の森林面積の変化は図2-1-2に示すとおりとなっています。

(世界森林資源評価2015,FAO*)。(図2-1-2)

生態系保護等の観点から、世界的に天然林の伐採は規制が強化されている中で、木材需要については、中国などの需給動向の変化に伴い、産業用丸太の消費量が2018年までの20年間で約1.3 倍に増加するなど (FAOSTAT*,FAO)、世界的には増加傾向となっており、国際的にも森林の適切な保全と資源利用を両立する持続可能な森林経営がますます求められています。

また、国際的な温暖化防止対策の新たな枠組みとして採択された「パリ協定」では、温室効果ガス*の削減目標に森林等の吸収源*による吸収量を算入することができるとされています。

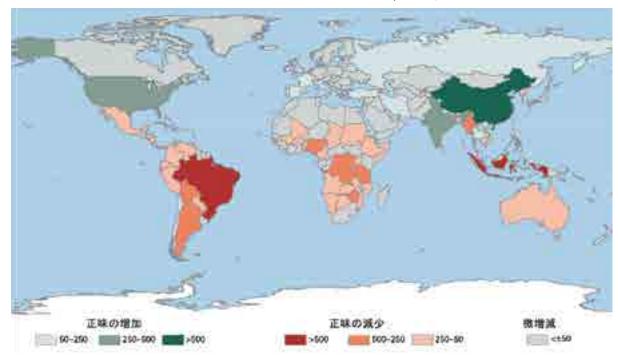


図2-1-2 1990年と2015年を比較した森林面積の正味の増減(単位:1,000ha/年)

出典:世界森林資源評価 (FRA)2015 (概要)(第2版)

(3) 日本は人口減少社会へ

日本の人口は2010年をピークに減少に転じており、2018年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」によれば、2045年までに、全市区町村の73.9%を占める1,243市区町村で、2015年に比べて総人口が2割以上減少し、さらに、このうちの334市区町村(19.9%)では総人口が半分以下になるという推計が出されています。

本県の人口も将来にわたって減少し続けることが予測されており、生産年齢人口($15\sim64$ 歳)や年少人口($0\sim14$ 歳)が大幅に減少する一方、老年人口(65歳以上)は2040年頃まで増え続ける見込みです。(図2-1-3)

このような中で、特に山村地域においては、著しい人口減少が進むことが予想され、山村における集落機能の低下、さらには集落そのものの消滅につながることが懸念されています。また、人口減少による新設住宅着工戸数の減少により、木材需要の縮小が予測されているほか、地域の産業を支える担い手の確保に支障が生じる懸念があります。

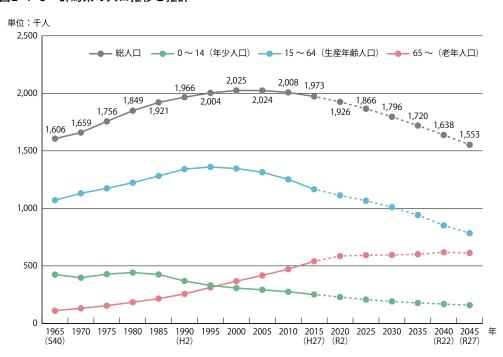


図2-1-3 群馬県の人口推移と推計

出典:2015年までは群馬県年齢別人口調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」

(4) SDGs[※]の理念普及

地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、持続可能な開発目標 (SDGs) への 関心が高まりをみせています。

県では、2019年10月に「ぐんま SDGs イニシアティブ」として、その理念の具体化に取り組む決意宣言を行い、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる、持続可能な地域社会の実現を目指し、多様な主体との連携協力により県全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

SDGsの理念は既に世界の潮流となっており、民間企業等においても、長期的な成長を視野に入れた企業統治の下、自然環境や社会的課題などに配慮した経営に取り組む流れが一般化しつつあります。SDGsに掲げられている17の目標には、森林・林業分野に直接的に関わりの深い項目も多く、循環利用が可能な森林資源への期待もこれまで以上に高まってきています。

(5) 進化したデジタル技術の活用・ICT*の浸透

2016年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来 社会の姿として初めて提唱された「Society5.0*」は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現 実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する、人間中心の 社会を指します。

我が国は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーション*から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる「Society5.0」を世界に先駆けて実現していくこととしています。

人口減少等を背景として、社会や産業が直面している様々な課題や市場の変化に対し、デジタルデータや情報通信のイノベーションを活用して柔軟かつ迅速に対応していく取組が、今後あらゆる分野で進み、デジタルトランスフォーメーション*による生活や働き方の変革などにつながっていくことが期待されます。

このような状況の中で、2019年12月には林野庁において「林業イノベーション現場実装推進プログラム」が策定され、林業・木材産業の成長産業化に向けた、高精度な資源情報を活用した森林管理、AI*を組み込んだ自動化機械の開発、ICTを活用した木材の生産管理などによる「スマート林業*」等の「林業イノベーション」を推進することが示されました。森林・林業分野におけるデジタルトランスフォーメーション、スマート林業のフル活用をはじめとする「林業イノベーション」の取組を通じ、安全で効率のよい木材生産、森林管理の適正化の推進が期待されています。

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の価値観・生活様式の変化

新型コロナウイルス感染症は2020年に入ると、日本でも感染が拡大し、社会・経済を大きく変化させました。

世界各国では都市封鎖等の様々な感染防止策がとられ、日本においても緊急事態宣言に基づく移動制限や営業自粛要請が行われたことにより、経済に深刻な打撃を与えています。

国内の新設住宅着工戸数もリーマンショック時の水準を下回るとみられており、木材需要の減少等により林業・木材産業にも大きな影響を与えることが懸念されています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、消費傾向の大きな変化や、テレワーク*など新たな働き方の急速な普及、教育や対面サービスのオンライン化が進んでいます。

感染拡大防止と社会・経済活動の両立を目指す行動や取組を通じて、デジタル技術やこれらを活用した新しい仕組みは加速的に普及しており、私たちの生活様式や社会は大きく変化し、新たな価値観やビジネススタイルが生まれています。

新型コロナウイルス感染症などの存在を前提としたニューノーマル (new normal, 新常態) と称される社会では、これまで効率重視で作り上げてきたシステムによる都市への人口集中などが、感染の急激な拡大を招いたことから、「快疎」の価値の再評価、分散型のシステムを見直す流れも生まれ、人口減少の進む山村地域への人々の回避、ワーケーション*など森林を新たな形で利用する動きへとつながっていくことが想定されます。

回身**山** SDGs

SDGsは、Sustainable Development Goalsの頭文字を取ったもので、「持続可能な開発目標」と訳されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国、開発途上国を含む全ての国が取り組むべき2030年を年限とする国際目標として、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。同年12月に採択された、地球温暖化対策としての「パリ協定」と併せ、世界を変革させていく道標となり得るものです。

SDGsは、世界が直面する社会的課題を網羅する17の目標が示されており、目標15「陸の豊かさも守ろう」においては森林の持続可能な経営の実施促進、劣化した森林の回復、新規植林及び再植林を大幅に増加させるといった項目をはじめ、目標6「安全な水とトイレを世界中に」においては、山地、森林等を含む水に関連する生態系の保護・回復を行うといった方向性を示すなど、森林・林業分野に直接的に関わりの深い目標も多く含まれています。

本計画においては、これらの具体的な目標への貢献はもちろんのこと、計画策定に当たっての基本的な考え方にもSDGsの理念を反映させています。



コラム2 パリ協定

1997年に「気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3)」において採択された、「京都議定書」の第二約束期間の終了が2020年に迫る中、2015年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) において、国際的な温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました(2016年発効)。

開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組みであり、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制し、1.5℃までに抑える努力を継続するものとし、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡達成に向け、各国は削減目標を提出し、対策を実施しています。

日本においては、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減する中期目標を掲げるとともに、長期目標として2050年までに80%の削減を目指すこととしていましたが、2020年10月に首相の所信表明演説で2050年までにまでに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると宣言しました。

削減目標には森林等の吸収源による吸収量を算入することができ、中期目標26%の内の2%を適切な森林整備等による森林吸収源対策により確保することとしています。

2 / 新たな要素

(1)「新・群馬県総合計画」の策定

本県の県政全体の羅針盤である「新・群馬県総合計画」が策定されました。

2021年度を始期とし、20年後のビジョンを見据えて策定された「新・群馬県総合計画」は、群馬県の現状に対する強い危機感を背景に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって大きく変化した社会、ニューノーマルへ適応した上で、「群馬の土壌と融合したデジタル化 (価値を生む力)」と「100年続く自立した群馬 (SDGs)」の達成を2つの軸とし、2040年までにニューノーマル下の「魅力向上で世界のフロントランナー」となり、すべての県民が、誰一人取り残されることなく幸福を実感できる、持続可能な自立分散型社会の実現を目指すとしています。

本計画は、「新・群馬県総合計画」を森林・林業分野から推進するものであり、施策や各種取組を進めるに当たっては、目的・方向性を整合させています。

(2)2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

本県では2019年12月、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」をしました。この宣言は、気象災害の新たな脅威に対応するための「群馬・気象災害非常事態宣言」と併せて行ったもので、自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品

ロス「ゼロ」の5つで構成された総合的、複合的なものとなっています。国や市町村、県民や事業者とも連携し、こうした社会の実現を目指すこととしています。

本計画においても、この5つの「ゼロ」の達成に貢献する施策を推進します。

3

森林に対する県民の期待

2018年に実施した県民アンケート調査の結果においては、山崩れや洪水などの災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、大気中の二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に貢献する地球環境保全機能、豊かな水を育む水源涵養機能といった公益的機能への期待が上位となりました。近年相次ぐ異常気象や災害発生への懸念が、森林への期待にも現れていると考えられます。

その一方、林産物を生産する働きや森林と人とのかかわりを学ぶ教育の場としての働きについては、「期待する」が4割程度と、災害防止や地球温暖化防止に対する働きと比較して低い結果となりました。

これらの結果は、林業・木材産業を通じた森林資源の管理と適正な利用が、災害の防止や地球温暖化防止等に貢献していることについて、県民の理解が十分得られていないことを示唆していると思われます。

期待する森林の働き	割合(%)
山崩れや洪水などの災害を防止する働き	83.5
二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き	70.6
水を蓄え、浄化する働き	63.3
野生動植物の生息の場としての働き	53.2
大気を浄化したり、騒音を和らげたりする働き	49.8
心身の癒やしや安らぎ、レクリエーションの場を提供する働き	46.4
木材やきのこ・山菜などの林産物を生産する働き	41.4
自然に親しみ、森林と人との関わりを学ぶなど教育の場としての働き	41.2

(出典:「ぐんま緑の県民税アンケート報告書」2018年5月)

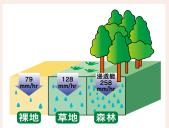
□ラ△ 3 森林の有する多面的機能

水資源を涵養する【水源涵養機能】

森林の土壌には隙間がたくさんあり、スポンジのように雨水を吸収する働きがあります。この働きにより雨水は一時森林に蓄えられて、ゆっくりと河川に流れ出るため、洪水や渇水

を緩和するこ とができます。

また、雨水 が森林土壌を 通過することに より、水質が 浄化されます。



※資料:村井宏・岩崎勇作 「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」

自然災害を防ぐ

【土砂災害防止・土壌保全機能】

森林の土壌は、落ち葉や下草に覆われており、 降雨の際にはこれらが土砂の飛散や浸食・流 出を防いでいます。

また、森林は根を地中に張り巡らすことで土壌をの出まを固に、土か流出を防めています。



地球温暖化を防止する【地球環境保全機能】

森林は、地球温暖化の原因となる大気中の 二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や根な

どに有機物として 貯蔵することによ り、地球温暖化 の防止に重要な 役割を果たしてい ます。



生物の生息・生育の場を提供する 【生物多様性保全機能】

森林は、野生動植物の生息・生育の場となることにより、生物種、生態系等を保全し、自然環境を健全に保つ役割があります。



生活環境を守る 【快適環境形成機能】

森林は、騒音を吸収したり風害を防いだり する機能があります。

保健休養の場を提供する 【保健・レクリエーション機能】

森林は、森林浴・ハイキング・キャンプ等の レクリエーションの場を提供することなどによ り、人に安らぎを与え、心の緊張を和らげて います。

文化をはぐくむ【文化機能】

森林の景観は、行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きく関わっています。

また、森林環境教育や体験学習の場として の役割を果たしています。

木材等を供給する 【物質生産機能】

森林は、木材の 生産の他、各種の 抽出成分やきのこ等 を提供しています。

